

## 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認票

住 所	宇佐市大字上田1030番地の1
氏名又は名称	宇佐市設備工事(株)
代表者氏名	代表取締役 宇佐太郎
連 絡 先	0978-32-1111

### 共通事項

- ・この調査は指定給水装置工事事業者の皆様の業務状況等を、5年ごとの更新時に確認させていただくものです。
- ・公表にはホームページ等への掲載を含みますが、公表可を選択した項目についても公表しないことがあります。
- ・業務内容等に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようにお願いします。

### 確認事項① 業務内容

1. 営業状況	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可 )
(1) 営業日 : 月曜日～金曜日 営業時間 : 9:00～17:00	
(2) 休業日 : 土曜日、日曜日、祝日、 年未年始(12/29～1/3)、夏期休業(8月中に3日間程度)	
(3) 修繕対応時間 : 9:00～17:00	
2. 漏水等修繕対応の可否	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可 )
(1) 屋内給水装置の修繕 ( <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可 )	
(2) 埋設部の修繕 ( <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可 )	
(3) その他 ( )	
3. 対応工事種別	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可 )
(1) 配水管からの分岐 ～ 水道メータ ( <input checked="" type="radio"/> 新設 <input checked="" type="radio"/> 改造 )	
(2) 水道メータ ～ 宅内給水装置 ( <input checked="" type="radio"/> 新設 <input checked="" type="radio"/> 改造 )	

確認事項② 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下、抜粋)

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(過去5年以内の研修受講状況を記載してください)

受講者名 (公表対象外)	研修会名 実施団体	研修内容	受講年月日
宇佐太郎	給水工事技術振興財団 自社内研修	主任技術者用e-ラーニング受講 給水装置工事技術研修	令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日
大分一郎	給水工事技術振興財団	主任技術者用e-ラーニング受講	令和〇年〇月〇日
水道次郎	自社内研修	給水装置工事技術研修	令和〇年〇月〇日
行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。 上記内容の公表の可否 ( <input checked="" type="radio"/> 可 ) ・ 不可 )			

確認事項③ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下、抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐 ～ 水道メータ」の工事は施工していない(下記記載不要)

過去1年以内の給水装置工事实績

(1年以内の実績がなければ直近の状況を記載してください)

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	「配水管への分水栓の取付・穿孔」及び「給水管への結合」の経験を有しているか (○×を記入)	資格等を有してるか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
宇佐太郎	○	○	配管技能者	令和○年
大分一郎	○	○	配管技能講習会修了者	令和○年
水道次郎	○	×		令和○年
行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。 上記内容の公表の可否 ( ( <u>可</u> ) ・ 不可 )				

※ 資格等は以下に示すもの(下線部)を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工  
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ②職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習課程修了者  
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)